

1) 非常災害で損害を受けたとき(災害見舞金)

● 給付貸付課短期給付担当 TEL.03-5320-6827

組合員が、水害、地震、火災その他の非常災害によって（盗難を除く）、住居または家財に一定以上の損害を受けたときは、その損害の程度に応じて支給されます。

災害にあったときは、速やかに所属所を通じて、り災の状況等を連絡してください。連絡が遅れますと損害程度の確認が困難となり不利益となる場合もありますのでご注意ください。また、請求の目安として、り災証明書の発行される規模の案件が対象となります。

支給額	支給対象
標準報酬月額×0.5～3月分	組合員および被扶養者の住居および家財

2) 非常災害で死亡したとき(弔慰金)

● 給付貸付課短期給付担当 TEL.03-5320-6827

組合員または被扶養者が地震・水害等の非常災害により死亡したときに支給されます。

給付の種類	【弔慰金】組合員が死亡した場合	【家族弔慰金】被扶養者が死亡した場合
受給権者	遺族*	組合員
支給額	標準報酬月額	標準報酬月額の70%
請求手続	所属所を経由して請求（任意継続組合員の場合は短期給付担当に直接請求）してください。	

*「遺族」については、P41の遺族厚生年金 ②遺族の範囲と受給の順位を参照してください。

3) 災害対策事業資金

● 福利厚生課厚生事業担当 TEL.03-5320-6821

次の条件のいずれかにあてはまる場合、災害見舞金に加え災害対策事業資金として30,000円が支給されます。災害見舞金の支給決定を受けて行いますので、支給手続は不要です。

1	災害救助法が発動された地域内で被害を受け、短期給付の災害見舞金が支給される方
2	災害救助法が発動された地域外で、災害救助法が発動された事由と同一の事由で非常災害を受け、かつ、短期給付の災害見舞金が支給される方